

別表中「別表」を「別表（第2条関係）」に改める。

別記第1号様式中「別記第1号様式」を「別記第1号様式（第2条、第8条関係）」に、「第10号ハ」を「第11号ハ」に改める。

別記第2号様式中「別記第2号様式」を「別記第2号様式（第2条関係）」に、「第31条の2第2項第10号ハ、第62条の3第4項第10号ハ」を「第31条の2第2項第11号ハ、第62条の3第4項第11号ハ」に改める。

別記第3号様式中「別記第3号様式」を「別記第3号様式（第3条関係）」に改める。

別記第4号様式中「別記第4号様式」を「別記第4号様式（第4条関係）」に、「第31条の2第2項第10号ハ、第62条の3第4項第10号ハ」を「第31条の2第2項第11号ハ、第62条の3第4項第11号ハ」に改める。

別記第5号様式中「別記第5号様式」を「別記第5号様式（第4条関係）」に改める。

別記第6号様式中「別記第6号様式」を「別記第6号様式（第5条関係）」に改める。

別記第7号様式中「別記第7号様式」を「別記第7号様式（第6条関係）」に改める。

別記第8号様式中「別記第8号様式」を「別記第8号様式（第7条関係）」に改める。

別記第9号様式中「別記第9号様式」を「別記第9号様式（第8条関係）」に改める。

別記第10号様式中「別記第10号様式」を「別記第10号様式（第9条関係）」に、「第11号二」を「第12号二」に改める。

別記第11号様式中「別記第11号様式」を「別記第11号様式（第9条関係）」に、「第31条の2第11号二、第62条の3第4項第11号二」を「第31条の2第2項第12号二、第62条の3第4項第12号二」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

熊本県告示第331号

昭和47年3月31日熊本県告示第243号の5（収納代理金融機関の名称及び位置）の一部を次のように改め、平成15年4月1日から施行する。

平成15年3月28日

熊本県知事 潮 谷 義 子

収納代理金融機関の名称及び位置の表中

「	九州銀行 熊本支店	熊本市練兵町78番地	」を削り、
	九州銀行 健軍支店	熊本市東野一丁目3番38号	
「	親和銀行 熊本支店	熊本市水道町5番19号	」を
	親和銀行 熊本中央支店	熊本市練兵町78番地	
「	親和銀行 熊本支店	熊本市水道町5番19号	」に改める。
	親和銀行 健軍中央支店	熊本市東野一丁目3番38号	

熊本県告示第332号

熊本県収納代理金融機関事務取扱要領の一部を改正する要領を次のように定める。

平成15年3月28日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県収納代理金融機関事務取扱要領の一部を改正する要領

熊本県収納代理金融機関事務取扱要領（昭和60年熊本県告示第271号の11）の一部を次のように改正する。

第22条第2項中「5営業日」を「4営業日（ただし、口座振替においては、3営業日）」に改める。

別表第1 肥後銀行本店の項中「親和銀行熊本支店」を削る。

別表第2 肥後銀行本店の項中

「	九州銀行熊本支店	九州銀行熊本支店	」を
		九州銀行健軍支店	